

1 検討すべき事項

- (1) 「 の『相当な期間』」に関し一定の日数を法定するか否か。【参照：2・3・4】
- (2) 「調査した結果、保険金を支払うべき事案」での「遅延損害金の支払を免除する範囲」。【参照：5】
- (3) 新しい保険契約法の規定の下で、現在用いられている約款がどのように評価されるのか。【参照：6】
- (4) 遅延損害金の発生を避けるための潜脱行為を防止するための規律。

2【未決定の問題】（中間試案11頁）

「（注1） の「相当な期間」に関し一定の日数を法定することについては、なお検討する。」

3【保険法部会資料20の2頁】

「 保険金の支払について期限を定めなかったときは、保険者は、保険金の支払の請求があった後、当該請求に係る保険事故及び損害の発生並びに損害額の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

保険金の支払について期限を定めた場合であっても、当該期限までの期間が、保険事故、てん補すべき損害、免責事由その他の保険契約の内容に照らして、保険金の支払をするために必要な確認をするための相当な期間を超えるときは、保険者は、その期間が経過した時から、遅滞の責任を負うものとする。」

4 ドイツ保険契約法第14条(2008.1.1.～) 保険金支払義務の履行期

「 保険者の保険金支払義務（の履行）は、『保険事故の確定、および、保険者による保険給付の範囲の確定』のために必要不可欠な『調査』の完了によって履行期となる。

（旧法：noetigen 「必要な」 新法：notwendigen 「必要不可欠な」）

この〔前項の〕『調査』が保険事故通知の後、1か月を経過するまでに完了していないときは、保険契約者は、保険者の最低支払見込金額を限度として、内払いを請求することができる。

保険契約者に責めに帰すべき事由があったために、その〔前記の〕『調査』を完了することができない間は、この〔1か月の〕期間の進行が停止する。

保険者を遅延損害金の支払義務から免れさせる旨の合意は、無効である。」

5 「調査した結果、保険金を支払うべき事案」での「遅延損害金の支払を免除する範囲」

(1) 意見A：「これは私の理解は間違っているかもしれませんが、金銭債権というのは、常に金利、お金があるところには必ず金利が発生するという考え方が、その規律の背景にあるのではないかと思います。保険金支払債務の場合も、確かにその損害の調査のために保険会社は時間を費やしているのですが、その間に保険金相当額というのは、保険会社の手元において運用されて金利を得られているわけなのですね。いよいよ保険金支払債務があるということが調査の結果判明したときに、その間運用した金利を保険会社が取得するのがいいのか、やはり請求をされた時から被保険者が取得するのがいいのかという、そういう点が問題になるのではないかと思います。そういうことを考えた場合に、民法の原則と違って、民法の原則からいうと、一般的な債務の存否、額の確定の調査の必要ということは抗弁にならないと思うのですが、そういうことを保険金支払債務の場合については抗弁にするのがいいのかどうかというあたりが、ちょっとまだよく分からないところではあります。

そういうことを考えますと、この本文の に言う「損害の確認のために通常必要な期間」というのは、より明確にする必要があるということと、仮にこういう規律を置くにしても、その事由というのはかなり限定されたものであるべきではないかというふうに考えております。」(2007/5/9/保険法部会第9回会議議事録36頁。下線を付けている。)

(2) 意見B：「民法関連で、保険会社の方では、事情によっては調査をしなければいけないことが非常にたくさんあったり、調査に時間が掛かったりするということがあるということで、それは保険会社にとっては非常に必然的なことなのだけれども、さんざん調査して、やはり有責だというふうなときに、私が長い間調査をしたのは必要だったのだから、それは遅滞の責めは負わないというので本当にいいのだろうかというところは、例えば借地借家法の地代等の増減請求権なんていうのは、自分が相当と思う額で頑張り通してよろしい、しかし、最後に判決で決まると、その差額については1割の利息を払いなさいというふうなものが規定になっているので、そういう意味ではちょっと保険会社にとっての必然性が当然に遅滞の責めを一律に免責するのかということ、そうではなくて、やはり客観的、合理的期間と、その後、その保険会社にとっては必然と思ったけれども実は必然ではなかったというときの責任の取り方というのは、ちょっと分けて考える方が、何か従来の民法学でやってきた発想にはなり得るのかなという感じがいたします。」(2007/6/13/ 保険法部会第11回会議議事録29頁。下線を付けている。)

(3) 意見C：「支払の請求を受けた時から通常調査に要する必要最小限の『一定の期間』(損害保険の場合は30日、生命保険の場合は5日、約款による短縮は可能)は、支払拒絶可能な期間としつつ、さらに調査を要する正当な理由があるときはそれに必要な合理的期間支払猶予を求めることができるとし(その証明責任は保険者が負う)、支払義務があることが判明した場合は、『一定の期間』の経過時から遅延損害金の支払義務を負うとする規律が考えられよう。」(旬刊商事法務1808号32頁)

6 家庭用総合自動車保険普通保険約款 第21条

「当社は、被保険者または保険金請求権者が前条第2項の手續をした日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。

当社の責に帰すことのできない事由により、前項の期間内に『保険事故の事実確認、損害額の確定等保険金の支払いにあたって必要な調査を終えることができない場合』は、前項の規定にかかわらず、当社は、前条第2項の手續をした被保険者または保険金請求権者に対して延長する理由および期間を通知することによって、前項の期間を延長することができます。ただし、被保険者または保険金請求権者が前条第2項の手續をした日からその日を含めて120日を限度とします。」

【この約款の問題点】 この約款21条2項の文言では、「保険事故の事実確認、損害額の確定等保険金の支払いにあたって必要な調査を終えることができない場合」に「延長する理由および期間を通知することによって、前項の【30日の】期間を【120日まで】延長することができ」と規定している。

前記3【保険法部会資料20の2頁】の と の規定を前提とした場合には、この約款の下で、その事案が、約款に言う『保険事故の事実確認、損害額の確定等保険金の支払いにあたって必要な調査を終えることができない場合』では「ない」(＝調査は、もう必要がない)と保険契約者が立証できないと、「120日」という期間は の「相当な期間」だと評価されてしまいそうである(保険法部会資料20の3頁の 3の第1文を参照。実際には反証も難しいであろう。)。そうだとすると、最終的に保険金が支払われることになったとしても、120日間の遅延損害金は支払われないことになる。

以上。